

【講義⑦】

家庭裁判所について

◆講師

最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課

課長補佐 乗田 浩平 氏



令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

# 家庭裁判所について



最高裁判所事務総局家庭局

## 本日の内容

1 家庭裁判所について

2 本人情報シートについて

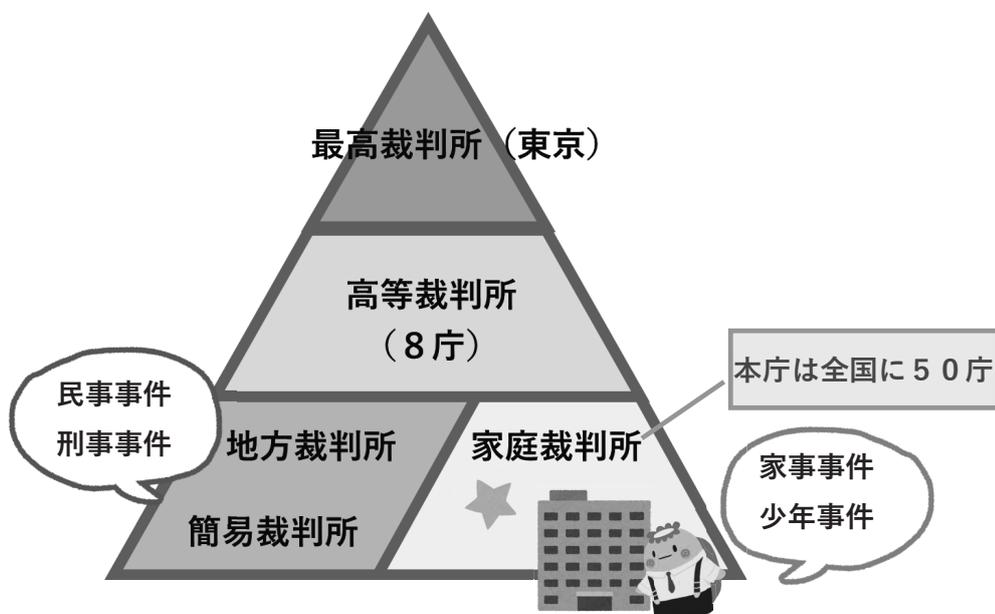
3 福祉・行政等と家庭裁判所との連携について



# 1 家庭裁判所について



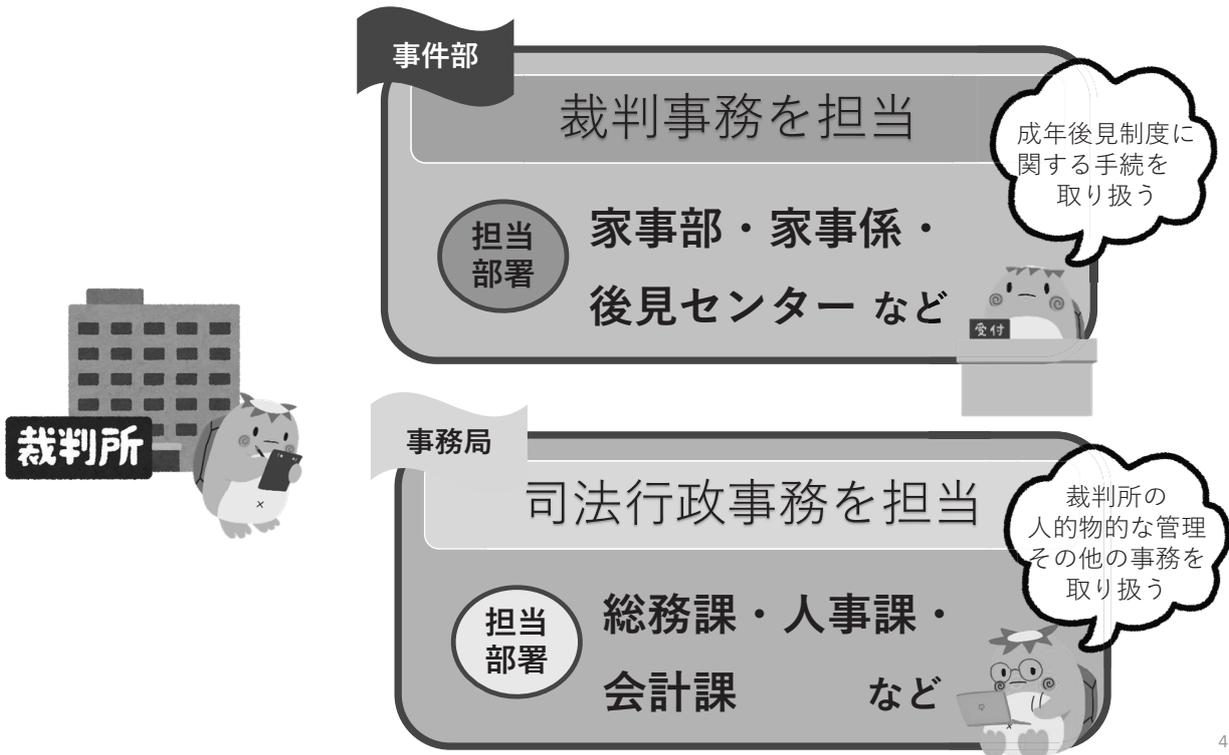
## 裁判所の種類



憲法76条3項  
すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される。

➡ 個々の裁判官は、独立して判断を行う

## 裁判所の組織構造



## 家庭裁判所の職員

### 事件部



#### 裁判官

裁判手続において判断を行う



#### 家庭裁判所調査官

家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行う



#### 裁判所書記官

裁判手続を記録したり、裁判官の行う法令及び判例などの調査を補助する



#### 裁判所事務官

裁判所書記官の下で、裁判事務を担当

※ その他、非常勤の職員である参与員等があります。

### 事務局

#### 裁判所事務官

総務課、人事課、会計課等において、司法行政事務全般を担当。

## 家庭裁判所の所在地

### 本 庁

- 各都道府県庁の所在地にある。
- 北海道のみ、札幌のほか、函館・旭川・釧路にも本庁がある。

### 支 部

### 出張所

各都道府県内に複数ある。

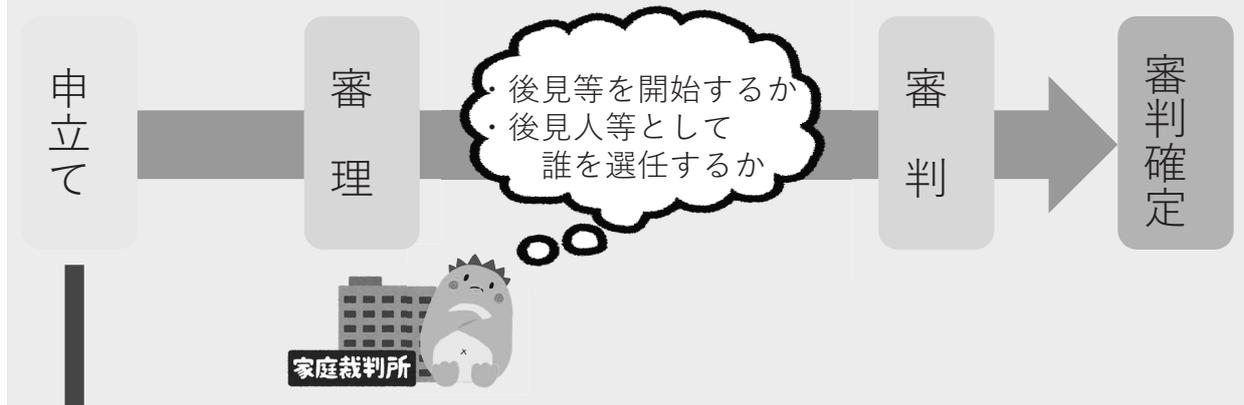


6

## 2 本人情報シートについて



## 家庭裁判所の手続の流れと本人情報シート



申立てに際して、本人情報シートの写しの提出を求めている。

### 本人情報シート

本人の日常や社会生活の状況等についての情報を記載し、医師が医学的な判断をする際の参考資料として活用されることを想定したもの。

8

## 本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方によって作成されることを想定。

(例) ・ 市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員  
・ 相談支援専門員  
・ 介護支援専門員  
・ 病院・施設の相談員など

- 国家資格を有していない支援者が作成すること
- 複数の福祉担当者が有する情報を集約して記載することは想定していませんが



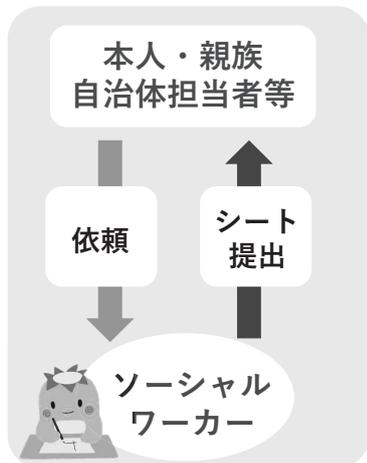
- 本人や親族
- 直接、本人の介護・看護業務に当たっている方が作成することは想定していません。

9

## 本人情報シートの活用方法

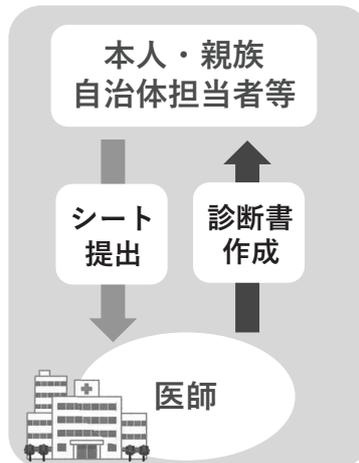
主に、医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定

### ①本人情報シートの作成依頼



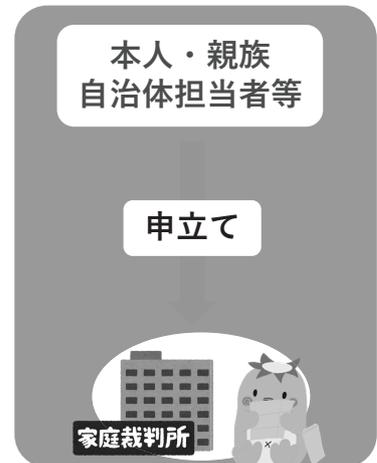
ソーシャルワーカー  
において作成

### ②診断書作成医に提出



医師の診断の  
補助資料として活用

### ③申立書類として 家庭裁判所に提出



後見人等選任のための  
検討資料として活用

10

## 裁判所のウェブサイト



裁判所ウェブサイトにて、各種資料・書式を掲載

### 掲載場所

裁判所トップページ > 「裁判手続案内」 > 「後見ポータルサイト」

### 掲載書式

「後見ポータルサイト」 > 「手続案内及び各種書式」

- ・ 後見開始、保佐開始、補助開始の申立書式
- ・ 診断書作成の手引、本人情報シート作成の手引
- ・ パンフレット「成年後見制度を利用される方のために」など

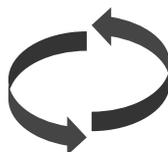
11

### 3 福祉・行政等と 家庭裁判所との連携について



#### 相互理解を基盤とする連携

福祉・行政・法律専門職などの  
多様な主体による「支援」機能



家庭裁判所による成年後見制度の  
「運用・監督」機能

福祉・行政等と家庭裁判所は機関としての本来的な機能や役割が異なるため、「支援」機能と「運用・監督」機能という異なる機能として整理された。

相互理解



地域連携ネットワークの充実を図るためには、福祉・行政等と家庭裁判所とが、噛み合ったかたちで、それぞれの機能を担っていくことが必要。

- ・異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。（第二期計画34頁）
- ・権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間で相互理解を図ること...も求められる。（第二期計画43頁）

# 権利擁護支援を行う三つの場面における機能

	福祉・行政・法律専門職などの多様な主体による「支援」機能	家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面	<b>権利擁護の相談支援機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や関係者からの相談対応と制度説明</li> <li>権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ</li> </ul> 相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）	<b>制度利用の案内機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内</li> <li>各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内</li> </ul>
成年後見制度の利用の開始までの場面	<b>権利擁護支援チームの形成支援機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討</li> <li>適切な申立ての調整</li> <li>後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等</li> <li>後見人の候補者と選任形態についての調整</li> <li>本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成</li> </ul> 申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性	<b>適切な選任形態の判断機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任</li> <li>○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等</li> </ul> </li> </ul>
成年後見制度の利用開始後に関する場面	<b>権利擁護支援チームの自立支援機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有</li> <li>後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応</li> <li>（必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整</li> </ul>	<b>適切な後見事務の確保機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見事務の監督処分</li> <li>適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等</li> <li>（権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

適時・適切な連絡体制の構築等

14

## 権利擁護支援の検討に関する場面

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。（第二期計画3頁）

福祉・行政等

### 権利擁護の相談支援機能

- 本人や関係者からの相談対応と制度説明
- 成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査
- 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ（第二期計画29頁～）

### 地域における相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）

- ・市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。
- ・その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。

家庭裁判所

### 制度利用の案内機能

- ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内を行うことが期待される。（第二期計画30頁）



裁判所は、手続一般の案内はできるが、

- ・権利擁護支援ニーズの精査はできない。
- ・個別の法的課題を解決するための助言（法律相談）はできない。

# 成年後見制度の利用の開始までの場面

福祉・行政等

権利擁護支援チームの形成支援機能

第二期計画 31頁～

- 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- 適切な申立ての調整
- 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等
- 後見人の候補者と選任形態についての調整
- 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成

福祉・行政等による支援

受任者調整会議等

申  
立  
て

家庭裁判所

適切な選任形態の判断機能

後見人等を選任する際の考慮要素と後見人等候補者イメージの共有



- 家庭裁判所は、「チーム」や本人を「支援」することはできない。
- 受任者調整という福祉・行政等によるコーディネートの結果を家庭裁判所の判断資料の一つとして取り入れ、これを十分に考慮した判断をすることで、申立前からの「チーム形成支援」と、後見人選任後の「チーム」による支援の連続性を保つことが可能になる。

十分に考慮

後見人等の選任

# 成年後見制度の利用開始後に関する場面

福祉・行政等

権利擁護支援チームの自立支援機能

- 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有
- 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- (必要に応じて) 支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整

家庭裁判所

適切な後見事務の確保機能

- 後見事務の監督処分
- 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等
- (権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に) 後見人の適切な交代や選任形態の見直し

適時・適切な連携



## 福祉・行政等と家庭裁判所による噛み合った取組の必要性

### これまで指摘されてきた課題

- ◆ 制度利用の必要性が必ずしも高いとはいえないのに、制度を利用したため、本人からの不満が生じてしまう。
- ◆ 後見人が選任されたとたん、支援者が離れてしまい、本人の支援に支障が出る。
- ◆ 後見人と支援者の間で、支援方針や後見人の役割が共有されず、統一的な支援が図れずに本人が混乱してしまったり、後見人が孤立してしまう。
- ◆ 後見人が本人や支援者との信頼関係の形成や課題の共有に相当な時間を費やし、本人への支援が遅れてしまったり、信頼関係の構築ができない。



福祉・行政等と家庭裁判所がそれぞれの機能・役割を果たしつつ、噛み合った取組を行うことで、本人への十分な権利擁護支援を可能にすることが期待されている。

18

## 家庭裁判所の取組



家庭裁判所が  
行ってきた取組

都道府県・市町村・中核機関等が主催する地域の関係機関間の協力や連携局化を目的とした意見交換会等へのオブザーバー参加

統計データの提供

各種研修への講師派遣

以上をはじめとして、各家庭裁判所が、地域の実情に応じて、様々な取組を進めてきました。



各家庭裁判所にお問い合わせいただく場合、担当部署が分からないければ、まずは、**家庭裁判所本庁の総務課**に御連絡ください。

19

## 家庭裁判所に寄せられる要望と相互理解を基盤とする地域連携

受任者調整どおりの候補者を選任してもらいたい



虐待事案に関して、何日以内に審判するという申合せをしてもらいたい

手続をもっと速やかに進めてもらいたい



判断につき、事務フローを提示して予測可能性を高めてもらいたい

相互理解を基盤とする取組

- ◆ 後見人の選任は家庭裁判所の判断事項であり、裁判官の判断が受任者調整の結果に拘束されることはない。
- ◆ 申立前の「チーム」支援と申立後の「チーム」支援の連続性を確保するためには、福祉・行政等による受任者調整の結果を十分に考慮して判断をすることが重要。

- ・ 市町村・中核機関との間で、選任に関する考慮要素や後見人の選任イメージを共有する。
- ・ 受任者調整会議の見学により、その重要性への理解を深める。

相互理解を基盤とする取組

- ◆ 裁判官は独立して判断すべき立場であり、審理方針について一律の指針や基準を設けることは難しい。
- ◆ 適正手続の観点からは、鑑定や調査官調査といった必要な手続を経て判断をしなければならない事案もある。

- ・ 家庭裁判所において、福祉・行政等の問題意識について、日頃の打合せ等を通じて理解を深める。
- ・ 日常生活自立支援事業や市町村による虐待対応のプロセス、「チーム」支援等、福祉・行政の分野で実践されている取組について理解を深める。
- ・ 福祉・行政等において、司法機関の性質や家庭裁判所における各種手続きの趣旨や内容について理解を深めていただけるように工夫する。

20

ご清聴ありがとうございました



1 氏名	男・女
	年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMS E	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無
	<input type="checkbox"/> あり
	所見 (部位・程度等) :
	<input type="checkbox"/> なし
知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
その他	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い	<input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



(家庭裁判所提出用)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

( )

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

( )

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

( )

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

( )

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

( )

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

( )

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

( )

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<p><b>本人</b></p> <p>氏名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p><b>作成者</b></p> <p>氏名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
--	--

### 1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

### 2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

### 3 本人の日常・社会生活の状況について

#### (1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

#### (2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし
- ※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。

#### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない  できない

#### イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる  理解できない場合がある
- ほとんど理解できない  理解できない

#### ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる  記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない  記憶できない

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
- 正しく認識している       認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない    認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない
- 支障となる行動がときどきある    支障となる行動がある
- (行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上     月1回以上     月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる     日常的に困難     できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している     親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
- 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
- その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

